

建設業許可関係資料の閲覧時間の変更について

公共事業情報センター内閲覧所の、閲覧時間の開始時間と終了時間を、令和6年4月1日(月)(3月25日(月)予約分)より、取り扱いを以下のとおりに変更します。

1 変更前後の取り扱いについて

	変更前		変更後	
閲覧可能人数	1枠につき6人		1枠につき6人	
事前予約の有無	ネット予約による事前予約制		ネット予約による事前予約制	
予約可能日数	1人につき1日2枠(2時間)まで		1人につき1日2枠(2時間)まで	
予約先 (受付期間)	029-301-4337 (10:30~12:00、13:00~15:30)		029-301-4337 (10:30~12:00、13:00~15:30)	
閲覧件数	制限なし		制限なし	
閲覧可能時間帯 (1日4枠)	AM	① 9:15~10:15 ② 10:45~11:45	AM	① 9:00~10:00 ② 10:30~11:30
	PM	③ 13:15~14:15 ④ 14:45~15:45	PM	③ 13:00~14:00 ④ 14:30~15:30

○注意事項

- ・各枠の開始時間前の閲覧室への入室はできません。
- ・来庁する方の氏名を予約時にお伝えください。
- ・一度に申請できる件数は5件までとします。
- ・閲覧申請は各枠終了の15分前までとします。
- ・閲覧終了時間は厳守してください。
- ・閲覧資料の撮影および印刷はできません。

2 入札・契約等関係資料の閲覧について(変更なし)

各課発注の入札・契約に関する情報の公表及び閲覧は、各発注機関での対応となります。

公表内容の確認及び閲覧の方法は、監理課建設業担当HPをご確認ください。

既に閲覧に供している資料、公共事業に関する県民向けパンフレット及び資料等の閲覧は、16:00~17:00の間に限り、公共事業情報センター内で閲覧が可能です。(貸出等を行えません)
なお、入室は1名に制限しているため、入室をお断りする場合があります。

3 その他の注意事項

- ・体温が37.5度以上の方、体調不良の方の入室は控えさせていただくことがございます。
- ・職員の指示に従わない場合、退出いただくことがございます。